

太良町立多良小学校

新型コロナウィルス感染防止対策ガイドライン



2021/4/1 改訂

令和3年度についても、本校の感染防止対策のガイドラインに沿って、引き続き、全教職員での共通理解と共通実践を行っていくこととします。「多良小学校の児童を守る」という強い意志をもって、確実な共通理解・共通実践をお願いします。学校内へのウイルスの持ち込み、学校内での感染拡大を絶対に防ぎましょう。

取組指針 感染防止策を講じて児童の安全・安心を確保した上で、教育活動を機能させる

1 児童への対応、環境整備

対策項目	具体的な指導内容・対応内容
児童への指導	<ul style="list-style-type: none">□マスク着用を原則とする。(フェイスシールド着用は児童の実態に応じて)□手洗い□咳エチケット (マスク着用していないとき)□登校前の検温 (熱があるときや体調が悪い時は学校に連絡し、休むこと)□コロナウィルスに対する誤った理解に起因する差別・いじめの防止<ul style="list-style-type: none">・「多良小学校の皆さんへ」の再配付・集会等で一斉指導、その後は学級担任を中心に全職員で適宜、指導【生徒指導担当、人権・同和教育担当、学級担任、全職員】
消毒	<ul style="list-style-type: none">□ドアや蛇口など不特定多数の児童が触れる箇所 → 放課後 アルコールによる消毒で実施を継続する。□授業等で使う器具など → 使用する前と後 【学級担任、全職員】
換気	<ul style="list-style-type: none">□授業中も原則、2か所を開けて空気を通す。(エアコン使用時も換気)□休み時間ごとに窓とドアを全開する。 【学級担任、授業者】
机の配置	<ul style="list-style-type: none">□(可能な範囲で) 机と机の間隔を広げる 前後・左右 ※特別教室についても同様 【学級担任、授業者】
図書の返却 図書室の対応	<ul style="list-style-type: none">□図書を借りたり返したりするときの密集防止□図書室のレイアウト 【学級担任、関係職員】
ペア活動 グループ活動	<ul style="list-style-type: none">□必要と判断したときのみ、時間を設定して実施□マスク着用厳守□長くても15分程度□できるだけ対面を避ける (斜め45度で向き合う) 【学級担任、授業者】
給食	<ul style="list-style-type: none">□(全員の丁寧な) 手洗い□配膳台等の消毒□机配置 全員が前方向き 児童と対面するときは、パーテーション使用。□食べる直前までマスク着用、食べ終わったらマスク着用□「いただきます」から「おごちそうさま」まではしゃべらない。□食後の歯みがきの密集防止とうがいのマナー徹底 【学級担任、全職員】

教 科	具体的な指導内容・対応内容
理 科	<p>◆実験・観察時の配慮</p> <p>□（可能な範囲で）器具の消毒 □こまめな手洗いの指示 □グループの配置（対面をできるだけ避ける など）</p>
音 楽	<p>◆歌唱時の配慮</p> <p>□マスク着用厳守 □児童同士の間隔を広く □対面を避ける ◆リコーダー演奏時の配慮 児童同士の私語を慎み、できるだけ短時間で □児童同士の間隔を広く □顎にマスク、演奏しないときはマスク着用</p>
外 国 語	□児童はマスク着用 □教師がマスクを外す際はフェイスシールド着用
体 育	<p>□水泳指導は感染防止対策を講じて実施する。</p> <p>□身体同士が長時間、密着するような種目・競技は見合わせる。</p> <p>□（可能な範囲で）器具の消毒 □こまめな手洗い □体育の時は原則、マスクは着用しない。→距離をとる、しゃべらない</p>
家 庭	<p>□調理実習は状況を見ながら実施。</p> <p>□実施する際は事前に管理職に報告する。（感染防止対策についても）</p>
図画工作	<p>□原則、個人での制作（共同での制作はできるだけ避ける）</p> <p>□不特定多数が使用する道具などあれば、こまめに消毒。</p>
その他の教科	<p>□昼休みなどで遊ぶ際は熱中症対策のため、マスク着用はしない。</p> <p>□マスクをしていないときは「他の人に<u>むやみに</u>近付かない」「<u>大きな声</u>でしゃべらない」という指導を徹底する。</p>

※5月以降は、熱中症のリスクも高くなることから、学校生活全般における児童の熱中症対策についても徹底する。（朝の体調確認、こまめな水分補給、暑いときに無理をさせない、適切なエアコンの使用 など）（養護教諭）特に運動会の準備スタート時には再度、確認。（体育主任）

2 教職員

対策項目	具体的な取組内容
勤務時間内の対策	<p>□出勤時のアルコール消毒、日常的な手洗いの励行</p> <p>□朝の検温の習慣化 → 出勤時に「職員の検温表」に記録</p> <p>□勤務中のマスクの着用（指導によりフェイスシールドでの対応あり）</p> <p>□児童の体調が悪いときや家庭から感染等の連絡を受けたときの対応確認</p> <p>□児童の発熱、体調不良での欠席（原因が明確でない）場合の初日は出席停止の取扱いとする。（佐賀県教育委員会の指示）</p>
勤務時間外の対策	<p>□県外への外出や県外の方との接触などがある場合は事前に管理職へ報告するとともに最大限の感染防止対策の実施</p> <p>□（特に休日等の）行動の記録（どこに行った、誰と会った等）をとる。 定期的な提出は求めないが、もしもの場合には必要となる。</p> <p>□本人もしくは家族が感染した場合、また疑いがある場合の対応の確認</p>

- これらの取組については、定期的に取組状況と課題点などを振り返り、より効果的な取組となるように、適宜、見直しを図っていくこととする。
- 職員間で互いに想像力を働かせて、気付いたことは率先して実践する。また、よい取組や大切なと思う取組は学校全体で共有していく。
- 学校行事等については、感染リスクを下げながら、いかに実施するかという方針で考える。